

プログラム著作権の譲渡契約に特掲されない 翻案権の譲渡が認められた事例

——振動制御器プログラム事件——

知的財産高裁平成18年8月31日判決 平成17年(ネ)第10070号
著作権侵害差止等請求控訴事件 控訴棄却(確定)
判例時報2022号144頁

山 名 美 加**

【要 旨】

著作権法61条2項は、著作権を譲渡する契約において、翻案権等が「譲渡の目的として特掲されていないときは、これらの権利は、譲渡した者に留保されたものと推定する。」と規定している。しかしながら、本規定は、あくまでも法律上の事実推定を定めたものであり、反対の事実を証明することで推定を覆すことが認められる。本判決は、プログラムの著作権の譲渡契約において、翻案権は譲渡の目的としては特掲されていなかったものの契約締結の交渉経緯等から、当事者間では本件プログラムの翻案権の譲渡についても合意があったと認定し、前記の推定を覆した事例である。コンピュータプログラムやデータベースといった頻繁に翻案される著作物の流通が拡大する中で、著作権法61条2項の現代的意味が問われてもいるが、そのような中で、本規定の推定を覆した先例としては大きな意味を持つものであると考えられる。

<参照条文>

著作権法61条2項

【事 実】

X(控訴人)は、通信機器、電子計測機器及びこれらの部分品の設計製造販売及び輸入販売並びに電子計算機及び電子計算機周辺端末機器(装置)のハードウェア及びソフトウェアの設計製造販売及び輸入販売等を目的とする会社であり、Y(被控訴人)は、電子・電気・通信機械器具並びに部品・付属品の製造、販売、賃貸及び輸出入等を目的とする会社である。YはXに対して振動制御器のソフトウェア開発を委託し、開発されたソフトウェアを複製して組み込んだ振動制御器を販売してきたが、本件で問題となる振動制御器F3(以下「F3」という。)も元々はXがYから開発委託を受けて作成したものである。F3の開発に関わる委託契約(以下「F3契約」という。)第7条には、F3の開発過程で生じる著作権の対象となり得るものはYに帰属する旨が規定されていたが、翻案権については特掲されていなかった。

F3の完成後、XはYに対して、YがF3の製

* 同志社大学名誉教授 Ryuichiro SENGEN

** 関西大学法学部准教授 Mika YAMANA

品化を行わないという債務不履行に基づき、F3契約を含むすべての契約を解除する旨の意思表示をした上で、F3契約の解除によりF3の著作権が原告に復帰したとして、F3の複製及び翻案の差止めを求める訴訟を大阪地裁に提起した（大阪地裁平成14(ワ)10871号、以下「大阪訴訟」という。）。さらに、XはYに対し、F3契約より前にX Y間で締結されていた委託契約をめぐっても製造ライセンス料の支払等につき債務不履行があったとして損害賠償を求める別訴も東京地裁に提起した（東京地裁平成15(ワ)28884号）。同訴訟は、YがF3の製造及び販売を行わないこと、YがXに対して解決金2,000万円を支払うこと、Xが大阪訴訟につき、判決言い渡し後に取り下げること等を内容とする訴訟上の和解が成立して、終了した。大阪訴訟については、Xの請求をいずれも棄却する旨の判決が出されたが、判決の理由中には、X Y間の契約がすべて解除されたとしても、Yに帰属しているF3の著作権はXに復帰せず、F3についての翻案権も同様にYに帰属する旨が判示されていた。

一方で、Xは、Yが平成16年1月頃から販売する振動制御システムK2及びK2/Sprint（以下「K2等」）に組み込まれているプログラムについて、F3に組み込まれているプログラム（以下「本件プログラム」という。）を翻案したものであり、本件プログラムの翻案権は、Xに帰属していると主張して、Yに対し、著作権法112条1項に基づきK2等の頒布等の差止めと不法行為に基づく損害賠償を求める訴訟を提起した（東京地裁平成17年3月23日判決、平成16(ワ)16747号¹⁾）。同訴訟で、東京地裁は、F3契約を締結する過程においては、F3の改良等に関し、X自身がF3の改良等はYの責任においてなされるべきである旨を述べているなど、F3の改良を実施するか否か及びその内容を決定する権限を有するのはYであって、Xは、あ

くまでもYの実施する改良等に協力する立場で関与することが前提とされていたこと、また、F3契約第2条にはXがF3の市場競争力を維持するために必要な貢献をYに協力して積極的・貢献的に行う旨の条項があるが、これはYがF3の市場競争力を維持する主体であることを前提にXの協力義務を定めた条項であること等の諸事情を考慮して、著作権法61条2項の推定は、本件事案には及ばず、F3契約により、本件プログラムの著作権は翻案権を含めてXからYに譲渡されたものと認めことができると判示し、Xの請求をいずれも棄却した。これに対して、Xが控訴したのが本件である。

本件においては、（1）本件プログラムの著作物性の有無、（2）本件プログラムの翻案権の帰属、（3）本件プログラムの翻案権の留保の有無、（4）本件解除による本件プログラムの翻案権の復帰（5）Y製品と本件プログラムの翻案の有無、（6）Xの損害額、が争点となったが、原審、本件ともに最大の争点は、本件プログラムの翻案権の留保の有無である。すなわち、XとYの間に締結されたF3契約を含む一連の基本契約には、Xの開発したプログラムに関する著作権のYへの帰属について定める条項はあるものの、いずれもその対象として本件プログラムの翻案権を特掲していないため、Xは、著作権法61条2項により、当該翻案権はXに留保されたものと推定できると主張した。それに対し、Yは、同条項の創設に当たり念頭に置かれていたのは、懸賞募集の場合のように、画一的フォームの一方的契約約款による著作権譲渡のケースであり、プログラムの著作物のように恒常的に改変することを予定されている著作物は、翻案権等も譲渡の対象に含まれていると扱わない限り、契約の目的を達成しない場合があるとした上で、本件プログラムにおいては、Yが改良を行うか否かを決定することが想定されており、F3契約締結の交渉経緯、F3契約の

第2条の趣旨、F2及びF3等の改良に関する当事者の関係、Xが何ら留保を付けることなく本件プログラムのソースコードをYに交付したことなどから、本件プログラムの著作権は、F3契約をはじめとする一連の契約に基づき、翻案権を含めてXからYに譲渡されたことが認められ、著作権法61条2項の推定が覆ると主張した。

また、本件においては、契約解除によって本件プログラムの翻案権がXへ復帰したと言えるのかどうか新たな争点となった。Xは、契約解除の効果には一般的に遡及効があるため、本件F3契約等の解除により、本件プログラムの翻案権を含む著作権はXに復帰した。仮に契約解除の効果として、本件プログラムの著作権がXに復帰しなかったとしても、XとYの利益共同体的な関係は解消され、それに応じて権利関係も清算されるべきであり、翻案権はXに復帰した、と主張した。

【判 旨】

本件控訴は棄却。

1. 本件プログラムの翻案権の留保の有無

(1) F3契約の交渉過程からみた翻案権の帰属
F3契約の交渉過程に照らせば、F3契約においては、XとY間においては、F3に係る本件プログラムについても、将来、改良がされる可能性があること、Xはその改良に積極的に協力するが、改良につき、主体として責任をもって行うのは、Yであることが当然の前提となっていたことが認められる。すなわち、当事者間では、Yが本件プログラムの翻案をすることが当然の前提となっていたと認められるのであって、これは、Yによる本件プログラムの翻案権を前提としていたものと解するほかない。したがって、XとY間では、翻案権の所在について明文の条項は定められなかったものの、本件プログラムを改良するなど、Yが本件プログラムの翻案権

を有することが当然の前提として合意されていたものと認めるのが相当である。

(2) F3契約の条項からみた翻案権の帰属

F3契約第2条（基本合意事項）は、Xが「製品完成後においても市場および部品供給上や製品製造上の事情の変化に追随して、当該製品の市場競争力を維持するために必要な貢献」を行うことを規定しているが、同規定は、本件プログラムの改良等、本件プログラムが翻案される可能性を前提とするものであり、かつ、その翻案について、Xは「貢献」を行うとして、飽くまで翻案の主体は、Yとするものであり、Yが翻案権を有することを前提としているものと解することができる。したがって、F3契約の条項上も、Yが本件プログラムの翻案権を有していることを前提としているものと解することができる。

2. 本件解除による本件プログラムの翻案権の復帰

本件プログラムをめぐるX Y間の継続的な関係においては、Yが順次、納入されたプログラムの権利を取得するものであるところ、その権利を基礎として、新たな法律関係が発生するものであるし、開発の受託者であるXも、委託者であるYから指示されてYのために開発を行い、Yに納入したプログラムについて、XとY間の契約関係解消の場合、その開発作業の対価として受け取った金員の返還を想定しているとは考えられず、契約の性質及び当事者の合理的意思からも、本件における継続的な関係の解消は将来に向かってのみ効力を有すると解するのが相当である。

すなわち、Xによる本件解除は、仮に、解除原因が存在し、解除の意思表示が有効であるとしても、遡及効はなく、Xは将来の競争力維持のための協力義務を免れるものの、本件解除によって、従前の法律関係を解消されるものではなく、Yに帰属した権利がXに復帰するもので

はないと解するのが相当である。

【研究】

1. 著作権譲渡契約における翻案権等の留保の推定

著作権法61条2項は、「著作権を譲渡する契約において、第27条（翻訳権、翻案権等）又は第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利が譲渡の目的として特掲されていないときは、これらの権利は、譲渡した者に留保されたものと推定する。」と規定している。

本規定では、「応募した作品の著作権は当社に帰属する」というような懸賞募集の場合のような画一的フォームでの一方的契約約款による著作権譲渡のケースが念頭に置かれ、「画一的な契約約款によって譲受人側の一方的意思に対する抗弁の余地が實際上存しない形において締結される契約にあつては、経済的弱者の地位にある著作権者を保護する必要性が強く認められる」として創設されたと言われる²⁾。そして、本規定上、留保されたものと推定される権利が27条及び28条に限定されていることについては、映画化や翻訳は譲渡時において予定されていない利用態様であること、そして、どのような付加価値を生み出すか予想のつかない権利については明白な譲渡意思があつたとは言い難いものもあるため、二次的な形態における利用権は現権利者に残すという建前をとつたとされている³⁾。

2. 著作権法61条2項の存置の必要性について

しかしながら、本規定については、その存置の必要性につき、これまでも議論がなされてきた点を重視しなければならない。特に①当該規定の存在が、譲渡契約の解釈について事後に当事者間のトラブルを招く原因になりかねない、②プログラムの著作物の著作権の譲渡について

は、その利用の実態から当該規定を適用すべきではない、③27条及び28条に規定する権利のみが譲渡にあたり特掲することが認められていることは、その他の権利と扱いを異にし、制度上もアンバランスになっているのではないか、という問題が指摘され、改正要望も出されてきた⁴⁾。

しかしながら、文化審議会著作権分科会法制問題小委員会（平成17年8月25日）では、あらゆる譲渡契約について、61条2項の推定規定が適用されるのは、適用範囲が広くなりすぎるため、適当ではない等の理由から本規定は廃止の方向で検討すべきとしつつも、本規定があくまで推定規定であること、また廃止する場合には懸賞小説募集のような約款による著作権譲渡契約について何らかの手当を行う必要があると考えられることから、本規定のみを直ちに廃止するための法改正を行う必要性はない、との結論が出されている⁵⁾。

3. 考察

61条2項の推定が問題となったその他の判例としては、「記念樹事件」（東京地裁平成15年12月19日判決 判報1847号70頁）⁶⁾、「政治経済学論文事件」（東京地裁平成19年1月18日判決最高裁HP）⁷⁾、「宇宙戦艦ヤマト事件」（東京地裁平成18年12月27日判決 最高裁HP）⁸⁾があるが、いずれも、本件とは異なり、本規定の推定により、翻案権等が譲渡した者に留保されると判断されている。

本件は、契約交渉の過程、基本合意事項等の客観的状況から、本規定の推定を覆して、譲渡があつたと認めたが、判断としては妥当だと思われる。だが、本規定に関しては、立法時に念頭におかれていた「懸賞募集」を典型とする、一方的契約約款による譲渡だけを想定しては不都合な状況が顕在化している。譲渡人が譲受人に対して常に「弱者」であるとも言えず、むしろ「強者」である場合もあり、また、恒常

的な改変が予定されるプログラムのような著作物については、委託者による改良を認める開発委託契約も頻繁に締結されている。そして、そのような中であっても、あらゆる種類の著作物の譲渡契約に本規定の推定を及ぼせるという状況は、無用な紛争の種であることも否めない。法改正は見送られてはいるものの、本規定については時代に整合する手当て（改正）が早急に必要ではないだろうか。

注 記

- 1) 判例時報 1894号134頁
- 2) 加戸守行『著作権法逐条講義（五訂新版）』374頁（著作権情報センター、2006）
具体的な立法経緯としては、著作権制度審議会の「著作権の譲渡に関しては、形式的には譲渡される権利の範囲の限定が無い場合であっても、具体的状況に応じてその範囲が限定されるものであるとする趣旨の解釈規定を設けることが適当」であるとの答申（昭和41年4月）を受けて文部省文化局試案が作成され（昭和41年10月）、著作権譲渡に関し、「契約上予想されない方法により著作物を利用する権利」を譲渡人に留保する推定規定が置かれ、その後の検討を経て、現行法と同様の条文案が作成されたとされる。留保が推定される権利を27条及び28条に規定する権利に限定した理由としては、著作権制度審議会答申が念頭に置いていた「懸賞小説への投稿」のような譲渡契約においては、①著作権の譲渡は、著作物を原作のままの形態における利用権の譲渡を内容とはしていても、それに付随して例えば小説を映画化したり翻訳したりするといった、二次的著作物を作成したり利用したりすることについての権利までが移転することは、一般に予定されていない、②具体的な二次的著作物の作成・利用が予定されていないにもかかわらず、二次的著作物を作成・利用する権利が著作者から移転することは、著作者保護に欠ける、との判断があったとされる。（文化審議会著作権分科会法制問題小委員会（第6回）議事録「著作権法第61条2項の存置の必要性について」）

<http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/bunka/gijiroku/013/05072901/003-6.htm>

- 3) 加戸守行 前掲注2) 374頁。
- 4) 文化審議会著作権分科会法制問題小委員会審議の経過「著作権法第61条2項の存置の必要性について」<http://www.cric.or.jp/houkoku/h17_9b/h17_9b-2_main.html>
本条項の削除を主張される中山信弘教授は、民法の一般原則とは別に、なぜ著作権法にだけこのような特別措置が必要であるのかと疑問を唱えつつ、今後デジタル技術が発達するにつれ、プログラムやデータベースのように頻繁に翻案される著作物が激増する中、本規定が著作物の円滑な利用や流通を妨げる可能性、そして、本来は、このような問題は当事者の契約によって解決すべきものであり、仮に不都合であれば、権利濫用等の一般法理を用いて解釈すべきだと主張されている。また、本条項は特掲されていない場合の推定規定であるため、専門家は特掲するであろうし、契約その他の客観的状況から推定が覆る場合も少なくないため、本条項が結局のところ、初心者や不注意者だけに適用される結果になりかねない点も危惧されている。（中山信弘『著作権法』322頁（有斐閣、2007））
- 5) 文化審議会著作権分科会法制問題小委員会審議の経過「著作権法第61条2項の存置の必要性について」<http://www.cric.or.jp/houkoku/h17_9b/h17_9b-2_main.html>
- 6) 同事件では、「将来取得することあるべき総ての著作権」という文言によってのみでは、61条2項にいう翻案権等が譲渡の目的として特掲されているものとは解することができないと判断された。
- 7) 同事件では、学会の投稿規程において、採用された論文等の著作権は当該学会に帰属するという文言のみで、翻案権が特掲されていない以上、論文の翻案権が当該学会に譲渡されたということとはできないと判断された。
- 8) 同事件においても、契約書に、単に「すべての著作権を譲渡する」というような包括的な記載だけでは、61条2項の推定を受けるには十分でないと判断された。

（原稿受領日 2009年11月5日）